

## 令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会を鎌ヶ谷市役所地下1階団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和3年1月8日 午後4時00分

### 2 農業委員

出席委員 10名

- |              |             |             |
|--------------|-------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員  | 2. 奥山 喜和子委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員  | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員  | 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員  |
| 11. 石井 正美 委員 |             |             |

欠席委員 1名

10. 山田 芳裕 委員

### 農地利用最適化推進委員

出席委員 4名

- |          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 大野 辰夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 大山 貴 委員 |
| 飯田 展久 委員 |          |         |

欠席委員 1名

- 濱田 光一 委員

### 3 事務局出席者

- 事務局長 佐山 佳明  
事務局次長 浅海 一洋  
主任主事 山田 亮  
主任主事 田中 絵美

### 4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について

- ・議事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	1件
議案第3号 特定生産緑地の指定について	19件
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第5号 農用地利用集積計画について	1件
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について	3件
報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について	4件
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件

5 開 会

午後4時00分

浅海 議長

ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は4名です。定足数に達しておりますので、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長

議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

5番、川村誠司委員

6番、石原和弘委員を指名いたします。

浅海 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は2班です。奥山喜和子副班長より総括的な報告をお願いいたします。

奥山副班長

議長

浅海 議長

2番、奥山喜和子副班長

奥山副班長

2班の現地調査の報告をいたします。

昨年12月25日午後1時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件、特定生産緑地の指定について19件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件、農用地利用集積計画について1件の計23件です。

2班といたしましては、いずれも許可相当と判断いたしましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で2班の総括報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

浅海 議長

それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑2筆、合計面積6,132平方メートルの内5,315.20平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による都市公園予定地です。

申請理由は、譲渡人の当該地の相続を機に、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が実施する廃棄物処理施設周辺整備に係る都市公園整備事業による土地の先行取得を譲受人に委託したことにより計画したものです。また、令和6年度までに柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が買い取り、都市公園整備事業を実施することとなっていることから、転用計画は適当であるものと思われま

す。なお、当該地の事業実施までの管理については柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が行うこととなっています。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、転圧による自然浸透とすることで隣接農地への流出抑制を図るとともに、敷地内整地を行うことにより土砂等の流出を抑制します。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない少集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合により実施される都市公園事業用地であることから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金で賄い、千葉県地方土地開発公社の予算書及び柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合への受託決定通知により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

浅海 議長 11番、石井正美委員

石井 委員 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

昨年の12月25日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積6,132平方メートルの内5,315.20平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、土地取得後の管理について確認したところ、基本的には、

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合の職員が、年2回程度の除草を実施するとの回答でした。また、南側の隣地との境界付近の草木が茂っている箇所の管理について指摘し、転用時は除草するよう伝えました。次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。最後に、開発指導室より、トイレ等の建築物の計画がある場合、都市計画法の手続きを行う必要があること、道路河川管理課より、市道等への砂利及び土砂の流出への対策を取るとともに、施工に伴い市道の舗装等が破損した場合、修繕が必要である旨の通知があったことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積2,552平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取り申出を行うために提出されたものです。

買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

大野 委員 議長

浅海 議長 大野辰夫推進委員

大野 委員 議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑1筆、面積2,552平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号特定生産緑地の指定について、審議番号1から審議番号19までを、議案の内容により一括審議としたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 異議なしと認め、審議番号1から審議番号19までを一括審議といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページから8ページまでをご覧ください。

議案第3号特定生産緑地の指定について、審議番号1から審議番号19までを議案の内容により、一括してご説明いたします。

本件は、生産緑地法第10条の4の規定により特定生産緑地の指定の申出があった農地について、鎌ヶ谷市生産緑地地区事務取扱要綱第12条第3項に基づき、鎌ヶ谷市長より意見を求められたものです。

都市計画の告示を受けてから30年が経過する生産緑地で、以後も良好な都市環境の形成に資すると認められる農地が、当該指定の対象となります。

特定生産緑地は、都市計画が新たに指定される令和4年11月24日から起算して10年間を指定期間とし、当該期限を経過した以降も、必要があると認められる場合は、再指定することとしています。

本件申請地については、すべて都市計画の告示を受けてから30年を経過す

る生産緑地であることは、関係書類により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

大野 委員 議長

浅海 議長 大野辰夫推進委員

大野 委員 議案第3号特定生産緑地の指定について、審議番号1から審議番号19までを一括して調査報告をいたします。

申請地は、審議番号1は、畑5筆、合計面積5,868平方メートルの樹園地で、一部に農業用倉庫が含まれ、審議番号2は、畑4筆、合計面積8,190平方メートルの樹園地及び普通畑で、一部に農業用倉庫が含まれ、審議番号3は、畑3筆、合計面積4,891平方メートルの施設園芸及び普通畑で、審議番号4は、畑1筆、面積5,482平方メートルの普通畑で、一部がコンクリート舗装の通路として使用され、審議番号5は、畑3筆、合計面積12,747平方メートルの樹園地及び普通畑で、一部に防火水槽が含まれ、審議番号6は、畑4筆、合計面積2,974平方メートルの施設園芸及び普通畑で、審議番号7は、畑4筆、合計面積5,462平方メートルの普通畑で、審議番号8は、畑6筆、合計面積3,772平方メートルの樹園地及び普通畑で、審議番号9は、畑4筆、合計面積3,234平方メートルの普通畑で、審議番号10は、畑3筆、合計面積7,499平方メートルの普通畑で、審議番号11は、畑7筆、合計面積4,027,69平方メートルの樹園地で、一部に農業用倉庫及び通路が含まれ、審議番号12は、畑4筆、合計面積3,221.67平方メートルの施設園芸及び普通畑で、審議番号13は、畑2筆、合計面積2,939平方メートルの普通畑で、一部に農業用倉庫が含まれ、審議番号14は、畑1筆、面積805平方メートルの普通畑で、審議番号15は、畑1筆、面積730平方メートルの普通畑で、審議番号16は、畑4筆、合計面積2,070平方メートルの普通畑で、一部に農業用倉庫が含まれ、審議番号17は、畑1筆、面積7,435平方メートルの普通畑で、審議番号18は、畑1筆、面積1,996平方メートルの樹園地で、審議番号19は、畑2筆、合計面積1,955平方メートルの普通畑で、一部に農業用以外の倉庫及び通路として使用されていたことから今後改善されることを条件としました。

つきましては、一部農地として不相当と思われる箇所も見受けられましたが、今後は農地としての保全及び改善を行うことで、良好な都市環境の形成を図る上で有効であると判断でき、特定生産緑地の対象となる農地に概ね該当するものと思われます。

皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。  
(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。  
それでは、採決をいたします。  
議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 会議規則第10条の規定に基づき、大野辰夫推進委員の退席を求めます。  
(大野推進委員退席)

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の9ページをご覧ください。  
議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1でございます。  
申請地は、市街化区域内の生産緑地に指定された、畑7筆、合計面積5,535平方メートルです。  
本申請は、農地の相続税の猶予を受けるために申請されたものです。  
申請人は経営主として、他の専従者2名の計3名で耕作を行い、今後も引き続き農業経営を行うとのことです。  
また、年間従事日数、従事年数、耕作等につきましては、農業実態証明書及び申請人からの聞き取りにより確認し、特に問題はありません。  
以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

飯田 委員 議長

浅海 議長 飯田展久推進委員

飯田 委員 議案第4号相続税の納税猶予に関する証明願について、審議番号1の調査報告をいたします。  
昨年の12月25日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査を実施しました。  
現地は、畑7筆、合計面積5,535平方メートルで、生産緑地に指定された施設園芸及び普通畑として適切に耕作されておりました。  
書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われませんが、皆様のご審議の程、よろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第4号は可決されました。

浅海 議長 大野辰夫推進委員の除斥を解きます。

(大野推進委員着席)

浅海 議長 続きまして、議案第5号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の10ページをご覧ください。

議案第5号農用地利用集積計画について、審議番号1を説明でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和2年12月17日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積1,487平方メートルの農地に、新たに賃借権による5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

浅海 議長 石井正美推進委員

石井 委員 議案第5号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積1,487平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権による利用権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしくをお願いいたします。



以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第5号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第5号は可決されました。

浅海 議長 以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続きまして、報告事項を議題とします。

第1号から第5号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局の報告をお願いいたします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の11ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につきましても、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書の12ページから13ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について3件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について4件の合計7件につきましても、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知について1件につきましても、内容及び添付資料等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書の15ページから16ページまでをご覧ください。

報告第5号地目変更登記に係る照会に対する回答について2件につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員において現地調査を行ったところ、いずれも雑種地となっていましたので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

浅海 議長 ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長 これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。以上で令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第1回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和3年2月5日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石原 和弘

鎌ヶ谷市農業委員会委員 川村 誠司